

議第145号

呉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
呉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市火災予防条例の一部を改正する条例

呉市火災予防条例（昭和37年呉市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(変電設備)</p> <p>第12条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3の2) <u>キュービクル式のものにあつては、</u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第12条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3の2) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3の3)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第12条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、</p>

充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) ～(3) 略

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5) ～(19) 略

2 略

(蓄電池設備)

第14条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 略

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第12条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びにこ

充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) ～(3) 略

(4) その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5) ～(19) 略

2 略

(蓄電池設備)

第14条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

2 略

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第11条第4号、第12条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第12条の2第

の条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出等)

第50条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(位置、構造等を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項に関する計画を消防長又は消防署長に届け出て、その計画がこの条例の規定に適合するかどうか審査を受けなければならない。

(1)～(12) 略

(13)蓄電池設備

(14)・(15) 略

2 略

別表第3 (第3条—第5条, 第7条, 第8条, 第8条の2, 第10条の2, 第19条—第23条関係)

種類		離隔距離 (c m)					備考
		入力	上 方	側 方	前 方	後 方	
略							
厨房 設備	気 体 燃 料	略 不 開 放 式	略 据 置 型 レ ン ジ	2 1 k W 以 下	8 0 — 0	0	注 機 器 本 体 上 方 の 側 方 又 は 後 方 の 離 隔 距 離 を

1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出等)

第50条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(位置、構造等を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、設備の位置、構造その他火災予防上必要な事項に関する計画を消防長又は消防署長に届け出て、その計画がこの条例の規定に適合するかどうか審査を受けなければならない。

(1)～(12) 略

(13)蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) 略

2 略

別表第3 (第3条—第5条, 第7条, 第8条, 第8条の2, 第10条の2, 第19条—第23条関係)

種類		離隔距離 (c m)					備考
		入力	上 方	側 方	前 方	後 方	
略							
厨房 設備	気 体 燃 料	略 不 開 放 式	略 据 置 型 レ ン ジ	2 1 k W 以 下	8 0 — 0	0	注 機 器 本 体 上 方 の 側 方 又 は 後 方 の 離 隔 距 離 を

(提案理由)

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。